

福山市立久松台小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- イ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立

って指導する。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

「いじめ防止委員会」は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画の策定
- (5) いじめの防止等に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、福山市教育委員会（以下、「教育委員会」という）の指導のもと「4」の「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立つための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合 等）
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

（２）具体的な対応

発生事案について、「いじめ防止委員会」において重大事態と判断した場合は、教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- （ア）情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- （イ）重大事態対応プロジェクトチーム編成
- （ウ）関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- （エ）PTA役員等との連携
- （オ）関係児童への指導
- （カ）関係保護者への対応
- （キ）全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- （ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- （イ）全校保護者への対応
- （ウ）マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- （ア）教育委員会との連携のもとでの指導計画の立案
- （イ）問題の背景・課題の整理，教訓化
- （ウ）取組の見直し，改善策の検討・策定
- （エ）改善策の実施

7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- （１）「いじめ防止委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- （２）「いじめ防止委員会」において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

いじめ防止委員会設置要項

1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「福山市立久松台小学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止，早期発見・早期対応及び再発防止を図り，児童が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 構成員

- ・委員長を校長とし，副委員長を教頭とする。
- ・教務主任・生徒指導主事・保健主事・学年主任，養護教諭を委員とする。
- ・校長は，必要に応じて本校の教職員及び心理，福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。

4 会議

校長は，このいじめ防止委員会を主宰し，会議を招集する。

5 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を作成するとともに，その実施について統括する。
- (2) 年間計画について検証し，必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し，その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があった時には，教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応の検討，保護者との連携等を行い，その対応を統括する。
- (6) 重大事態が発生した場合，この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大事態が発生した場合は，教育委員会と連携し，調査等を行う。
- (8) その他，いじめの防止対策にかかる組織的な取組みを行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか，いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

久松台小学校いじめ防止のための年間計画

月	いじめ防止委員会	職員会議・研修	保護者連携・広報	関係機関との連携 外部人材の活用	全校の取組・ 学校行事等	各教科	各学年	児童会活動
4	方針確認, 実施計画策定 アンケート作成, 検討	方針確認 生徒指導研修	学校便り・HP更新 いじめ防止基本方針通知 PTA役員会・PTA総会 参観日・学級懇談会 家庭訪問	学校相談員との連携	始業式(いじめ防止宣言) 入学式 あいさつ標語コンクール	授業規律の確保 専科担当教諭との連携	学級開き(学年目標, いじめ防 止宣言),	縦割り班顔合わせ 1年生を迎える会 代表委員会(重点目標の確認と 各学級からの問題提起) あいさつ標語コンクール
5	いじめ防止委員会 アンケートの集約・取組			学校相談員との連携	遠足(仲間づくり) 運動会(協力する心の育成) 〇いじめアンケート	授業規律の確保 専科担当教諭との連携	遠足(仲間づくり) 運動会(協力する心の育成)	運動会に向けて(協力する体制 構築) 代表委員会
6	いじめ防止委員会		参観日・学級懇談会 〇いじめアンケート	学校相談員との連携		授業規律の確保 専科担当教諭との連携		代表委員会
7	いじめ防止委員会 アンケートの集約・取組 1学期のふり返り		個人懇談での啓発	学校相談員との連携	〇いじめアンケート	授業規律の確保 専科担当教諭との連携	1学期のふり返り	折り鶴集会(平和について考え る) 代表委員会
8		生徒指導研修		学校相談員との連携	始業式(いじめ防止宣言)		全校登校日	
9	いじめ防止委員会 アンケートの集約・取組 いじめ防止キャンペーン		参観日・学級懇談会	学校相談員との連携	〇いじめアンケート	授業規律の確保 専科担当教諭との連携		いじめ防止キャンペーン 代表委員会
10	いじめ防止委員会		〇いじめアンケート	学校相談員との連携	修学旅行(6年) 社会見学(1～5年)	授業規律の確保 専科担当教諭との連携	修学旅行(6年) 社会見学(1～5年)	代表委員会
11	いじめ防止委員会 アンケートの集約・取組		学校へ行こう週間	学校相談員との連携	学校へ行こう週間 音楽発表会(協力する心の育成) 〇いじめアンケート	授業規律の確保 専科担当教諭との連携	音楽発表会(協力する心の育 成)	代表委員会
12	いじめ防止委員会 2学期のふり返り		個人懇談での啓発	学校相談員との連携		授業規律の確保 専科担当教諭との連携	2学期のふり返り	代表委員会 フレンドリーレクリエーション (縦割りでの仲間づくり)
1	いじめ防止委員会	生徒指導研修	参観日・学級懇談会	学校相談員との連携	始業式(いじめ防止宣言)	授業規律の確保 専科担当教諭との連携		代表委員会
2	いじめ防止委員会 アンケートの集約・取組		参観日・学級懇談会 〇いじめアンケート	学校相談員との連携	〇いじめアンケート	授業規律の確保 専科担当教諭との連携		代表委員会
3	いじめ防止委員会 1年のふり返り		参観日・学級懇談会	学校相談員との連携		授業規律の確保 専科担当教諭との連携	1年のふり返り 中学校生活へ向けて(6年)	代表委員会 6年生を送る会
備 考		いじめ防止委員会の月例会の 内容を受け, 全教職員で共通認 識を持つための会議を随時設 ける。	いじめ・体罰・セクハラ相談窓 口の設置		アンケート後, 担任による全員 面談をする。		毎月「なんでも相談日」を設け, いじめ・体罰・セクハラについ て聞き取りをする。	あいさつ運動(通年)